

福岡県公報

平成十七年四月二十七日
第二千三百八十一号
増刊 ①

目次

規則(第四十七号)

○福岡県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

(自然環境課) ……………一

○石油コンビナート等災害防止法に基づく第二種事業所の指定の一部

(消防防災安全課) ……………一

改正

○石油コンビナート等災害防止法に基づく第二種事業所の指定の一部

(消防防災安全課) ……………一

改正

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(地方課) ……………一

規則

福岡県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十七号

福岡県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県自然海浜保全地区条例施行規則(昭和五十五年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ

八第五項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第七項」に改め、同条第三号中「第十七条第三項、第十八条第三項又は第十八条の二第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項」に、「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第四十条第一項」を「第五十六条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第四号中「第四十六条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条第九号中「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条第一項」を「都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項」に改める。

第八条第十号中「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第二条第二項に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第九百三号

石油コンビナート等災害防止法に基づく第二種事業所の指定(昭和五十一年九月福岡県告示第九百九十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

表中「西部ツバメプロパン株式会社福岡第一工場」を「株式会社ツバメガスフロンティア株式会社福岡第一工場」に改める。

福岡県告示第九百四号

石油コンビナート等災害防止法に基づく第二種事業所の指定(平成十一年十二月福岡県告示第九百四十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

表中「西部ツバメプロパン株式会社福岡第二工場」を「株式会社ツバメガスフロンテ
ィア株式会社福岡第二工場」に、「福岡市中央区荒津二丁目三十番」を「福岡市中央区
荒津二丁目三番二十八号」に改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十六号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月十二日福岡県選挙
管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

指定した施設の表福岡市東区の項中

市営八田第二住宅集会所	〃	〃	八田四丁目八番	を
-------------	---	---	---------	---

市営八田第二住宅集会所	〃	〃	八田四丁目八番	に
市営多の津住宅集会所	〃	〃	多の津五丁目四番	

改め、同表福岡市早良区の項中

内野西市営住宅七棟集会所	〃	〃	早良五丁目一三番	を
--------------	---	---	----------	---

内野西市営住宅七棟集会所	〃	〃	早良五丁目一三番	に
市営田村四丁目住宅六一棟六二棟集会所	〃	〃	田村四丁目一 番	
市営田村四丁目住宅六三棟集会所	〃	〃	田村四丁目四番	

改める。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）